

支援金詳細

上越妙高駅周辺地区商業地域進出企業奨励金

上越妙高駅周辺地区商業地域内において上越市が指定する施設を新設する事業者の方に新規に取得した固定資産の課税額を奨励金として交付

地域	新潟県上越市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	起業・創業
対象	上越妙高駅周辺地区商業地域内において上越市が指定する施設を新設する事業者
公募期間	～
上限金額・助成金	奨励金の交付割合 第1年度：100分の100、第2年度：100分の60、第3年度：100分の40 限度額：500万円（一施設等当たり）
給付要件	対象施設例 バス、タクシー、レンタカー、宿泊施設、小売店、飲食店、金融機関、オフィスビル、貸ビル（テナントビル）、医療施設（薬局含む）
その他	<ul style="list-style-type: none">・リースによる償却資産に対しても奨励金を交付・工事等の着手前に対象事業者認定申請が必要・新幹線の軌道を境にした東側・西側の各区域において、令和8年3月31日までに営業を開始する
問合せ先	交通政策課 交通企画係 Tel：025-520-5632
URL	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kotsu/shien3.html